

		<p>格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>本会議は、災害対策基本法第 14 条に基づき設置しており、県の地域防災計画の修正などについて審議を行っているものであります。これまで、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、書面開催が続いておりましたが、本日は平成 30 年度以来、七年ぶりに、こうして対面で開催できますことを心から嬉しく思っております。</p> <p>また、昨年 12 月には新たに関係団体などから 12 名の方にご就任をいただき、本日の会議を開催できますことを大変心強く思っているところです。多様な視点からのご意見を頂戴できることを心から期待しております。</p> <p>さて、近年、全国で自然災害が頻発・激甚化しており、本県でも令和 6 年 7 月の大雨では過去最大の被害額となりました。</p> <p>先月は短期間での積雪の増加により山形県豪雪災害対策本部を設置するとともに、災害救助法を県内 11 の市町村に適用し、高齢者や障がい者など、要援護者世帯の住家の倒壊防止のため、屋根の雪下ろしの支援に取り組んだところであります。</p> <p>このような中で、災害から県民の皆様の命と財産を守り、安全安心を確保するためには、防災関係機関が過去の災害に学びながら、しっかりとした防災体制を築いていく必要があります。</p> <p>本日は、山形県の地域防災計画の修正についてご審議いただき、計画の充実を図ることで、本県の防災力の向上につなげてまいりたいと考えておりますので、皆様どうぞよろしくお願い致します。</p>
3 議事	司 会 議 長	<p>県防災会議運営規程第 7 条第 1 項の規定により、会議の議長は会長を充てることになっておりますので、吉村知事に議長をお願いいたします。</p> <p>それでは暫時、議長を務めさせていただきますので、</p>

<p>会議録署名員の指名</p>	<p>議長</p>	<p>皆様御協力よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、県防災会議運営規定第10条第3項の規定により、会議録署名員2名を指名させていただきます。</p> <p>会議録署名員は、日本赤十字社山形県支部事務局長奥山委員と、元山形大学男女共同参画推進室准教授井上委員のお二人にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>山形県地域防災計画の修正案について</p>	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>議事「山形県地域防災計画の修正について」、事務局から説明してください。</p> <p>事務局を務めております防災危機管理課防災危機管理課長の岩月と申します。山形県地域防災計画の修正につきまして、私から御説明申し上げます。</p> <p>資料1「令和7年度山形県地域防災計画修正案の概要」をご覧ください。</p> <p>はじめに「Ⅰ 計画の概要」ですが、山形県地域防災計画は、災害から県民の生命や財産を守るため、各種災害の予防対策、応急対策、復旧復興対策について、県など防災関係機関が防災対策上取るべき総合的・基本的事項を定めたものであります。また、政府では防災基本計画を策定しており、この見直しや実際に起きた災害の教訓などを踏まえ、必要に応じて計画を修正することとしております。</p> <p>次に「Ⅱ 計画修正の方針」をご覧ください。</p> <p>ここでは3つの項目を挙げております。</p> <p>1つ目が、庄内および最上地域で非常に甚大な被害をもたらしました、令和6年7月25日からの大雨災害を踏まえた修正であります。2つ目が、政府の防災基本計画の見直し等を踏まえた修正であります。3つ目が、その他の防災に係る諸施策の充実に係るものでございます。</p> <p>続きまして、「Ⅲ 修正（追記）の主なポイント」の</p>

欄をご覧ください。

計画修正の方針ごとに、主な修正項目をまとめたものになっております。

大雨災害を踏まえた修正の「① 自助の推進、地域における防災人材の育成」につきましては、今年度、新たに学びの指針となる地域における防災学習アクションガイドを作成しましたので、このアクションガイドを踏まえた防災学習の推進を追記しております。

「② 防災 DX の加速」につきましては、避難所の運営を支援するシステムである防災アプリで「山形安心ポータルやまもり」という名称であります。この防災アプリを今年度導入しており、その内容について追記しております。

「③ 被災者支援の充実」につきましては、避難所の生活環境の改善を図るための快適なトイレ設置への配慮や、パーティション、ダンボールベッドなどの避難所開設当初からの設置を追記しております。なお、県では今年度トイレカー1台を導入しております。

「④ 保健医療福祉支援の体制・連携の強化」につきましては、災害時の福祉活動計画、例えば、避難所における要配慮者の福祉ニーズの把握や相談対応、介護を要する方への応急的な支援等について、追記しております。

次に、「2 政府の「防災基本計画」の見直し等を踏まえた修正」の「(1) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正」であります。再掲の項目もございますので、再掲の項目については説明を割愛させていただきます。

「① 被災者支援の充実」につきましては、災害時には、指定避難所だけでは足りず、協定・届出避難所の活用も想定されますことから、その情報の事前把握を追記しております。また、避難所における生活用水の確保が重要であることから、災害用井戸の登録制度等について追記をしております。

「② 保健医療福祉支援の体制・連携の強化」につき

	<p>ましては、丸の1つ目の JRAT は、日本災害リハビリテーション支援協会という組織であり、JDA-DAT は、日本栄養士会災害支援チームという組織ですが、こういった支援組織について追記したほか、丸の2つ目では、保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築について追記をしております。</p> <p>「③ 自治体支援の明確化」につきましては、丸の1つ目では、被災地に応援職員が派遣された際に、現地で自活できるよう、テントなどの資機材や装備品の充実を図ることを、丸の2つ目では、応援職員が宿泊場所として活用可能なホテルや旅館、公共施設などのリスト化に努めることを追記しております。</p> <p>資料の右側に移ります。</p> <p>「④ 防災 DX の加速」につきましては、政府が運用している新総合防災情報システム (SOBO-Web) や新物資システム (B-Pl0) の利活用促進を追記しております。この新物資システムとは、備蓄倉庫や避難所ごとの備蓄物資の品目数量等の情報を把握するためのシステムでございます。次に、防災 IoT システムについて、これは画像の転送などの情報を想定しているものでありますが、このIoT システムによる被災状況の迅速な共有を追記しております。最後に、指定避難所に付与された全国共通避難所避難場所 ID について、追記をしております。</p> <p>続きまして、「(2) 関連する法令の改正を踏まえた修正」でございます。</p> <p>「① 被災者支援の充実」につきましては、災害救助法等の改正に伴うものでございます。丸の1つ目は、避難所に避難している方だけでなく、在宅避難者や車中泊避難者への支援も重要な視点でありますことから、福祉サービスの提供を追記しております。丸の2つ目は、市町村の行政界をまたいだ広域避難となった場合の避難元市町村、それから避難先市町村の間で、情報連携することを追記してございます。</p> <p>「② 活動火山対策の強化」につきましては、令和 6</p>
--	--

年度から8月26日が火山防災の日と定められましたので、その火山防災の日に火山防災マップ等による普及啓発が図られていることから、追記をしております。

「(3) 最近の施策の進展等を踏まえた修正」であります。

「① 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援」については、丸の一つ目では、災害時の状況把握を円滑に行えるよう、自治体等関係者が連携を図ることを、丸の二つ目では、在宅・車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置、例えば、車中泊のためのスペースの設置や健康上の留意点に関する情報提供について追記をしております。

「② 岩手県大船渡市林野火災を踏まえた見直し」につきましては、丸の1つ目では、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取り扱いという人為的なものであることから、広報・啓発等を通じた防火意識の向上、林野火災の予防強化を追記しております。丸の二つ目ですが、今年1月から運用が開始されております林野火災注意報、林野火災警報について追記をしております。丸の3つ目では、大規模な火災が発生した際には、ヘリコプターによる空中からの消火活動が必要になることから、その際の関係機関の連携や活動内容等について、追記をしております。

最後に、「3 その他の防災に係る諸施策の充実」であります。

「① 広域防災拠点の設置」につきましては、大規模災害発生時における応急対策活動の中核となる広域防災拠点の設置を追記してございます。他の都道府県において大規模災害が発生し、被災都道府県への応援が必要になった場合、円滑に広域応援を実施するため、陸上自衛隊第6師団の拠点と近接している山形空港およびその周辺に、広域防災拠点を設置するという内容を追記してございます。

「② 物資の備蓄、調達計画の強化」につきまして

		<p>は、避難生活に不可欠な食料及び飲料水等の備蓄について、基本的な考え方を明記してございます。具体的には、県内で大規模地震が発生した際に想定される最大の避難者数の3日分を備蓄することとし、県がその1/4、被災市町村が1/4、被災していない市町村や、県民の方が1/2をまかなうということの基本としております。</p> <p>「③ 男女共同参画の視点からの災害対応の取組強化」につきましては、災害時に設置される災害対策本部や本日開催の防災会議など、防災に関する組織や会議への女性の参画の推進を追記してございます。</p> <p>なお、今年度山形県防災会議条例を改正してございまして、8号委員の定数を見直したことにより、現在、県の防災会議の女性委員の比率は、32.5%となっております。</p> <p>以上が、この度の計画修正の概要であります。詳細につきましては、震災対策編の新旧対照表をお配りしておりますので、こちらをご覧くださいと存じます。私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 ありがとうございます。</p> <p>それではまず初めに、今回の修正の主なポイントのうち、自助の推進、地域における防災人材育成、被災者支援の充実、そして保健医療福祉支援の体制連携強化に関して、それぞれのご専門の学識経験者の方からご発言をお願いしたいと存じます。時間の関係で発言を3分程度でお願いいたします。発言者は私から指名をさせていただきます。細谷委員、お願いします。</p> <p>細谷委員 この度の修正案につきましては、近年の被災地で求められた専門職の参画だったり、育成人材不足というところの課題、そして地方の地理的な特徴から想定される困難を支える防災DXなど明らかになった点が、評価できる点だなと感じております。また、現場での活動を通して</p>
--	--	--

	<p>感じたことを少しお話しさせていただきます。</p> <p>今回、県が策定した防災学習のアクションガイドにつきましては、県の地域防災計画の中に、随所に見られましたソフト対策である防災教育の部分を具体的に支えるものになっていると感じております。しかしながら、この内容をさらに県民一人一人に結びつけるための、県や市町村の活動を支える部分、そして市町村自体がこのアクションガイドを自走して、運用していく部分の体力の弱さを感じております。今後の運用の中では、このような視点にさらに踏み込める活動が増えることを願っています。特に、地域防災計画は、暮らし、すべての視点の災害対応が含まれていると私は感じております。そのため、これを県民一人一人につなげるためには、まず市町村職員自体が危機管理部局を超えて、すべての部局の職員が、この地域防災計画に対しての学びを深めるような場づくりがあればいいと思います。また、防災リーダーや、県民の具体的なリーダーを育成する政策につきまして、参考資料にもありました、官民連携や人材育成の推進についても、具体的に明らかになれば良いと感じております。特に避難生活支援リーダー・サポーターの育成の部分に関しましては、第一次国土強靱化実施中期計画の中にも、令和7年6月の閣議決定の中にも、今後10年間で100%、生徒の市町村で実施をするというような完了率が明らかになっております。山形県に関しましては、単独開催というよりかは、他市町村での連携というところが今後見込まれてくるかと思っております。市町村の連携の枠組みを県も支えるというような取り組みが増えればと感じております。以上です。</p>
議長	<p>自主防災アドバイザーの細谷委員、ありがとうございました。次に、県栄養士会会長の柿崎委員お願いします。</p>
柿崎委員	<p>山形県栄養士会会長の柿崎と申します。本日は防災会</p>

	<p>議への参加の機会をいただきまして感謝申し上げます。今回初めて参加させていただきます。</p> <p>山形県栄養士会は、これまで日本栄養士会災害栄養支援チーム JDA-DAT と連携し、県内各地で継続的に食支援を行ってまいりました。</p> <p>2024 年の大雨災害では、庄内地域と最上地域において、初めて山形県との災害協定を活用し、被災者の方々に食に関する支援を実施いたしました。歯の具合などで通常食が取れないなどの要配慮者に対して、多岐にわたる特殊栄養食品の提供を行い、栄養状態の維持と生活の質の確保をご支援させていただきました。</p> <p>また、非日常からの備えとしては、ローリングストック法による食料備蓄の啓発や、パッキングなどの簡便な調理方法の普及を、一般住民や食生活改善推進員の方々に、研修会等でも行ってまいりました。毎年参加させていただいている県の健康フェアのステージでも同様の啓発普及を行っております。</p> <p>さらに同会では、災害対策研修を定期的に行い、会員の現場対応力やリーダーシップを育成しております。</p> <p>災害後の食の混乱は、栄養不良や持病悪化といった二次被害を招き、災害関連死の一因になります。これを防ぐためには、事前の体制整備と平時からの備蓄と迅速な供給体制、そして、現場での的確に栄養支援を行える人材が必要です。</p> <p>そのために、行政の皆様に対しては、迅速な受給体制の整備を希望いたします。担当部署と食支援担当、保健栄養福祉部門が連携し、備蓄食品の種類、例えばですが、アレルギーや嚥下困難、ハラル対応など、またその数量配分計画をあらかじめ調整しておくことが重要かと思っております。いざという時に、要配慮者への適切な栄養支援を早期に行うことが可能になります。</p> <p>また、支援団体間の連携も、同様にとっても重要と考えております。栄養士会は、他の支援団体や自治体と顔の見える関係性を築くことで、現場での混乱を減らし、相</p>
--	---

		<p>互理解に基づいた協力を可能にしたいと思っております。平時からの連携強化と信頼構築に、防災訓練の共同参加等は有効な手段と考えます。これにより、災害発生時には役割分担が明確になり、被災者に必要な支援が速やかに届くようになると思います。</p> <p>山形県栄養士会は、地域の安心を支える専門職として、資質向上と人材育成を進めるとともに、行政の皆様や他団体様との連携を深めてまいりたいと思っております。当会とともに、平時からの共同体制の構築に、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上です。ありがとうございました。</p> <p>議 長 柿崎委員、ありがとうございました。次に、県身体障害者福祉協会の塩野委員をお願いします。</p> <p>塩野委員 山形県身体障害者福祉協会の塩野と申します。本日は障害者をはじめとする要配慮者への災害支援について発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>まず、申し上げたいのは、発災から15年となります東日本大震災では、障害のある方の死亡率が全住民の死亡率の約2倍であったということです。情報が届かなかったこと、移動が困難であったこと、避難所にとどまることができなかったことなど、災害時の支援はまさに命に直結する重要な課題であると改めて感じているところです。</p> <p>そのような教訓をもとに、県の地域防災計画には避難支援や避難所生活での配慮など必要な施策を盛り込んでいただいております、これらをどのように運用し、公正のあるものにしていくかが重要であると考えております。</p> <p>県をはじめ、関係機関の皆様には日頃から前向きに取り組んでいただいております、新年度予算では障害者の声を反映していただき、視覚障害者や外国の方への、避難情報の提供体制の強化も予定されていると伺っているところです。様々な面で防災力の向上が図られていることに</p>
--	--	--

		<p>感謝を申し上げます。</p> <p>その上で、今後さらに強化していただきたい点について申し上げます。</p> <p>まずは、避難の面では、要配慮者の個別避難計画の策定の促進をお願いしたいと思います。</p> <p>策定率は山形県でも 16.8%、全国では 14%と伺っております。特に災害リスクの高い要配慮者の命を守るためには、迅速で確実な避難ができる体制づくりが重要です。市町村や福祉関係者との連携をさらに強化し、計画の策定を進めていただきたいと思っております。</p> <p>また、要配慮者が直接避難できる福祉避難所の確保も重要です。市町村による指定が十分に進んでいない状況もありますので、県による支援についても、ご検討をいただきたいと思っております。</p> <p>さらに、避難生活の環境向上については、トイレ環境の改善や段ボールベッド、パーティションの備蓄などが進められておりますが、要配慮者への対応という点では、さらなる取り組みが必要だと感じております。</p> <p>段差の解消などバリアフリー化、暑さや寒さへの対策、衛生的なトイレの確保に加え、要配慮者を意識した避難所運営ができる防災リーダーの育成なども重要になると考えております。</p> <p>平時からつながりの構築を含め、引き続き取り組みを進めていただきますよう、よろしくごお願いいたします。</p> <p>議長 塩野委員、ありがとうございました。次に、県立保健医療大学看護学科准教授の高橋委員をお願いします。</p> <p>高橋委員 山形県立保健医療大学看護学科の高橋直美と申します。私からは、看護師、保健師、助産師の看護職を育成する立場、並びに災害看護の支援活動に携わった立場から一言ご挨拶させていただきます。</p> <p>災害が発生した際に、看護職は発災直後の DMAT の一員としての活動から、その後の避難生活における支援、復</p>
--	--	--

	<p>興期における健康支援、現在のような災害に備えた防災教育に至るまで、すべての災害フェーズで、所属組織に限らず多くの県民の方々に直接携わる立場にあります。とは言いましても、災害看護の教育自体が始まったのが阪神淡路大震災後の 2009 年からというような現状になっております。</p> <p>そういった意味でも、看護職自体、それから医療従事者自体が災害に常に目が向いているかと言いますと、起こった時に対応すると考えている方も少なからずおります。</p> <p>そういった意味でも、この度修正されている保健医療福祉支援の体制・連携の強化に、特に支援者として JRAT ですとかで DA-DAT の体制が加わったことは、体制強化に非常につながっていくのではないかと考えております。</p> <p>また、連携強化の課題の一点といたしましては、具体的にどのように連携を強化していくのかという how to の部分は、各々に任されているところで、難しいところが多いのではないかとこのふうにも感じております。</p> <p>そういった意味でも、どのように連携を図っていくか、各々の組織が歩み寄っていくような対策を具体的に示していくことが、今後の対策として必要になっていくのではないかと感じております。</p> <p>また、看護職者としての視点としましては、避難所が一度開設された時に、昭和初期から体育館の床にはブルーシートが敷かれ、毛布を敷いて雑魚寝をするプライバシーがないという避難生活が、現在もなお、引き続かれているというふうに認識しております。ダンボールベッドの設置はいいのですが、褥瘡のリスクは非常に高いです。</p> <p>そういった意味でも、ハード面を整えるだけでは健康を維持するところでは、まだまだ脆弱さが残ると感じております。</p> <p>そういった意味でも、ハード面、それから医療福祉の広い視点で整えていくところが課題に残っていくのでは</p>
--	--

	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>ないかと感じております。私からは以上になります。</p> <p>高橋委員、ありがとうございました。それでは、ここまでのご発言に関して、事務局からコメントをお願いします。</p> <p>大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。いただいたご意見について、参考にしてまいりたいと考えております。</p> <p>初めに、細谷委員からいただいた防災教育、防災学習の関係で、アクションガイドができましたけれども、今後は、実際にそれを実行されるものにしていくことが、重要だというご指摘をいただきましたので、特にそういった防災学習や防災教育に携わる方、市町村の職員をはじめとして、人材育成につながる取り組みを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>次に、要配慮者対策につきまして、何点かご意見を頂戴いたしました。特に食事の面での配慮が必要であることや、個別避難計画を促進する必要があること、また、福祉避難所の確保も重要だということについて、市町村と連携しながら、様々な取り組みを展開して、推進していくよう、取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、避難所となる施設のバリアフリー化という話もありましたが、これはかなり時間がかかることになりかと思いますが、少しずつ、建物の改築や修繕等に合わせバリアフリー化が推進されるように、関係機関、市町村及び施設管理者の方と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、避難所で雑魚寝となってしまうような状況がまだまだ続いているということについて、そういった意味でも、避難所の環境改善には、引き続きしっかりと取り組んでいく必要があると感じたところがございますので、実際の計画に基づいて、様々な施策を検討実施していく中で、いただいたご意見は、参考にさせていただきます。</p>
--	----------------------	--

		たいというふうに考えております。以上であります。
	議 長	<p>それでは、その他、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。何かございませんか。</p> <p>私からいいでしょうか。毎年3月11日を県民防災デーと設定し、啓発活動を展開する取組みについて、今回の修正案の概要に入っていないませんが、計画の中ではどのように位置づけているのでしょうか。</p>
	事務局	<p>県民防災デーも、新たに始まった取り組みでございますので、地域防災計画にもしっかりと位置づける必要があると考えております。なお、確認をさせていただきまして、もし記載がないようでしたら、そこは追記をさせていただきたいと思っております。</p>
	議 長	<p>はい。他に皆様から何かございませんか。 細谷委員お願いします。</p>
	細谷委員	<p>一言だけ追加でお話をさせていただきたいと思っております。</p> <p>男女共同参画の視点ということで、今回地域防災計画にも反映してくださっておりますけれども、こちらの男女共同参画の視点、被災地で起きる課題につきましては、もうすでに日常の課題が原因となっており、それが増大する形で表出しております。</p> <p>だからこそ、県や市町村の先ほどの職員研修というお話もありましたけれども、今ある性別ジェンダー、そして子育てや介護等、そのような課題に対して、男女共同参画の視点を用いるというところを、これは計画だけではなくて、防災教育というところにもきちんと落とし込んでいただきたいと思いますと思いました。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。事務局からコメントをお願い</p>

		いします。
	事務局	ただいまご意見いただいた、男女共同参画、それからジェンダーの視点等について、防災教育にも、しっかりとということでございました。この度、アクションガイドを策定したばかりでございますけれども、今後、こういった視点もしっかりと取り込んで、実施していけるように取り組んでまいりたいと考えております。
	議長	細谷委員、よろしいでしょうか。
	細谷委員	はい、ありがとうございます。
	議長	はい。他に皆様から何かございませんか。 東北厚生局長の尾崎委員お願いします。
	尾崎委員	東北厚生局長の尾崎でございます。今日は、素晴らしい修正案のご説明、ありがとうございました。 内容自体については、大変賛成でございますので、2点だけ、お願いも含めて、コメントだけさせていただきたいと思います。 避難所の関係、それから女性参画の2点でございます。 私も、実は15年前、厚生労働省で災害救助法を担当しており、東日本大震災が起きた時ですが、その頃に比べて防災計画が非常に充実してきたと感じております。これは本当に、今日ご出席いただいた県や関係の皆様方のご尽力のおかげかなと、本当に感謝しております。 この上で、避難所の関係ですが、今回の改正で様々な事項が盛り込まれています。トイレの関係やベッドの関係等、これまでの災害でいろいろ課題となったものを踏まえて、おそらく地域防災計画、国の計画もあつての計画の修正だと思いますが、一方で旅館やホテル等、避難所の充実も重要だと思います。そういうところができる

	<p>だけ早く移していただいて、そこでより快適な環境にしていくことも、20年ぐらい前の災害救助法だと、なかなか難しかったんですけど、だんだん規制が緩くなって、今はホテルだとか旅館に、どんどん移っていくと、できるだけやっていくというようなことが非常に今できていますので、ぜひそういう視点も含めて、その災害の内容に応じて、旅館、ホテルというのが迅速に行けるようにですね、対応をお願いしたいなと思っております。</p> <p>次に、男女共同参画の視点からの災害対応の取組強化については、もう大賛成です。その上で、指定避難所の運営における女性の参画の推進は、非常に重要だと思っております。</p> <p>避難所に行きますと、女性の方がおり、避難所運営に参加して一生懸命頑張っていていただいております。</p> <p>ただ、運営のところまで入って、女性の方が参画しているっていうのは、15年前、20年前に比べれば、だいぶ参画するようになったかと思いますが、まだまだお手伝いをしてるとかですね、言われた通りやるっていう方も結構多いと思います。女性の方が避難所運営に参加して、市町村、あるいは避難所で、実際にどうしていくかの企画立案に参加するというのが、まさに避難所の生活環境の改善に直結してるというふうに思ってます。</p> <p>女性の視点で様々なトイレだとか、あるいはベッドだとか、入浴施設というものを、ぜひ女性が参画することで、改善していくと思っております。</p> <p>そういうことを、実際に避難所運営を担当する市町村の方に、しっかりと行われるように、国や我々もそうですけど、県と一緒に周知していくということが大事だと思います。よろしく願いいたします。</p>
議長	ありがとうございました。事務局からコメントをお願いします。
事務局	ご意見ありがとうございます。避難先として、ホテル

		<p>や旅館の活用というのは、令和6年の大雨災害があった時も、そういった取り組みを実施してまいりましたし、計画上も位置づけております。</p> <p>また、協定の締結等により、その推進を図っているところでもありますので、引き続き、円滑に二次避難先としてホテル・旅館の活用が図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、避難所運営における、女性の参画ですけれども、これは、2年前の大雨災害の時も、まだまだ不十分だったというお声をいただいておりますので、ここに関しては、やはり女性の、そういったリーダー育成や、防災士の養成なども図りながら、女性の参画推進を図ってまいりたいと考えております。</p>
	議 長	尾崎委員、よろしいでしょうか。
	尾崎委員	はい、ありがとうございます。
	議 長	<p>ここは、力強く修正してほしい、位置づけてほしいというようなことであつたと思いますので、その辺の修正をお任せいただきたいと思います。</p> <p>他に皆様から何かございませんでしょうか。</p> <p>では、特になければ、評決を行いたいと思います。</p> <p>山形県地域防災計画の修正案を承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
	委 員	異議なし。
	議 長	ありがとうございます。それでは提案の通り決定させていただきます。表現の微調整や追記といったことは、私に御一任くださいますようお願いいたします。大変ありがとうございました。

4 報告 専決処分事 項について	事務局	次に、「専決処分事項について」事務局から報告願います。
	事務局	専権処分の内容についてであります。前回の防災会議が開催されて以降、市町村の地域防災計画の修正にかかる、諮問をいただいております。合わせて7件の諮問をいただいております。これにつきましては、いずれも修正内容について異議がないという旨を答申をしたものでございます。以上でございます。
5 その他	議 長	ただ今の事務局の報告について、何かご質問等ありますでしょうか。 (特になし) ございませんか。なければ、その他として事務局から何かありますか。 (特になし) ございませんか。なければ、これで本日予定の事項はすべて終了いたしました。本日は皆様、円滑な議事の進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。マイクを事務局にお返しします。
6 閉会	司 会	本日は、委員の皆様には貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。 今回決定しました地域防災計画の修正内容は、法律に基づき内閣総理大臣に報告するとともに、修正内容を県のホームページで公開して参ります。 以上をもちまして、令和7年度山形県防災会議を閉会いたします。ありがとうございました。